

尾瀨国立公園

公園区域及び公園計画変更書

[第一次点検]

令和3年4月9日

環 境 省

目 次

第 1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	4
第 2	公園計画の変更	9
1	変更理由	9
2	基本方針の変更内容	10
3	規制計画の変更内容	13
	（1）保護規制計画及び関連事項	13
	ア 特別地域	13
	（ア）第 2 種特別地域	13
	（イ）第 3 種特別地域	14
	イ 関連事項	17
	（ア）汚水又は排水の排出規制区域	17
	ウ 面積内訳	18
4	事業計画の変更内容	20
	（1）施設計画	20
	ア 利用施設計画	20
	（ア）集団施設地区	20
	（イ）単独施設	23
	（ウ）道路	24

第1 公園区域の変更

1 変更理由

尾瀬国立公園は、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県の県境に位置し、日本最大の山地湿原である尾瀬ヶ原及び火山堰止湖の尾瀬沼並びにそれらの周りを取り囲む燧ヶ岳、至仏山、会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山等 2,000m級の山岳地帯から構成されている。壮大な湿原景観やそこに生育する湿原植生、高山植物等を目的とした自然探勝や登山を中心に、春から秋（5月～11月）にかけ約 26 万人の利用者が訪れる。

当初は、昭和 9 年 12 月に日光国立公園の「尾瀬地域」として指定されたが、その後、平成 18 年に取りまとめられた「尾瀬ビジョン」を踏まえ、尾瀬地域と深いつながりがある会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域を公園区域に含め、平成 19 年 8 月に日光国立公園から分離独立し、新たに「尾瀬国立公園」として指定された。

「尾瀬ビジョン」策定から 10 年が経過し、尾瀬を取り巻く社会情勢や自然環境が変化したことを踏まえ、平成 30 年 9 月に、尾瀬が目指す姿と方向性を示した「新・尾瀬ビジョン」を決定し、関係機関等と連携した取組を進めている。

今回の点検では、指定後 10 年以上を経過した公園区域の点検を行うとともに、「新・尾瀬ビジョン」の決定をはじめとした諸情勢の変化を踏まえ、指定理由について必要な修正を行った。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表1：指定理由変更表)

変 更 後	変 更 前
① 景観（同一風景中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景） 本公園は、只見川の源流部にあたる尾瀬沼及び尾瀬ヶ原の開放的な湿原及び湖沼景観とこれらを取りまく燧ヶ岳、至仏山等の2,000m級の山岳からなる雄大な盆地景観、会津駒ヶ岳の稜線や田代山の山頂に広がる山地湿原景観等が特徴である。 日本最大の山地湿原である尾瀬ヶ原（約849ha）をはじめとした大小の湿地群の中には、<u>挾水林や池塘などによる多様で特徴的な景観が形成されている。</u> <u>山岳部は、ブナを中心とした山地帯の広葉樹やオオシラビソ、トウヒ、コメツガ等を中心とした亜高山帯の針葉樹からなる広大な樹林に覆われ、自然性の高い森林景観を呈している。稜線や山頂部などに大小の湿原、雪田草原、湖沼が点在するほか、三条の滝や平滑ノ滝等の瀑布景観など優れた自然景観を有している。</u> ② 規模 本公園は、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県にまたがって位置し、区域面積は、<u>37,222ha</u>である。 ③ 自然性 尾瀬沼は、燧ヶ岳の噴火により沼尻川が堰き止められて出来た沼であり、周囲には大江湿原などの湿原が発達し、沼から湿原への遷移の過程を示している。約849haの規模を有する尾瀬ヶ原は、日本最大の山地湿原であり、<u>低層湿原から高層湿原までの様々な段階の湿原がモザイク状に分布している。</u>これらは優れた原始的景観を有するとともに学術的にも極めて貴重な湿原地帯であり、ミズバショウ、ニッコウキスゲなど数多くの植物の生育地となっている。	日光国立公園尾瀬地域は、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県の県境に位置し、只見川の源流部にあたる尾瀬沼、尾瀬ヶ原の一带と、それを取りまく燧ヶ岳、至仏山などの山岳地によって構成されている。 尾瀬沼は燧ヶ岳の噴火により堰き止められて出来た沼であり、周囲には大江湿原などの湿原が発達し、沼から湿原への遷移の過程を示している。約760haの規模を有する尾瀬ヶ原は、我が国を代表する山地湿原であり、湿原の中の挾水林、池塘など特徴的な景観を有している。これらは優れた原始的景観を有するとともに学術的にも極めて貴重な湿原地帯であり、ミズバショウ、ニッコウキスゲなど数多くの植物の生育地となっている。また、至仏山は蛇紋岩山地であり、オゼソウなど多くの希少植物を産出することで知られている。 尾瀬地域から北部の会津駒ヶ岳及び東部の帝釈山、田代山に至る地域には、山地帯のブナ林と亜高山帯のオオシラビソ林に被われた標高2,000m内外の山々が連なり、自然性の高い森林景観を呈している。会津駒ヶ岳山頂から中門岳及び大戸沢岳にかけての稜線には多数の池塘を含む山地湿原が発達し、その周辺にはハクサンコザクラ、イワイチャョウなどからなる雪田草原が広がっている。 田代山の山頂部には約20haの湿原が発達しており、オオシラビソの自然林に囲まれた天上の湿原として特異な景観を呈している。 これらの地域は、景観の連続性、植生等の自然環境の同一性及び利用の一体性を有するとともに、一の国立公園たり得る規模を有している。一方、隣接する日光国立公園日光地域とは、地形、植生、景観の面及び利用状況の面から異なる性格を有する地域であるといえる。 このため、当該地域を新たに一つの国立公園として指定し、当該地域の風致景観の維持と適正な利用の推進を図るものである。

	本公園の西部に位置する至仏山は、蛇紋岩山地であり、特異な地質によりオゼソウなど多くの希少植物を産することでも知られている。北部の会津駒ヶ岳及び東部の帝釈山、田代山に至る地域には、山地帯のブナ林と亜高山帯のオオシラビソ林に被われた標高 2,000m内外の山々が連なり、自然度の高い樹林が残されている。 会津駒ヶ岳山頂から中門岳及び大戸沢岳にかけての稜線には、多数の池塘を含む山地湿原が発達し、その周辺にはハクサンコザクラ、イワイチョウなどからなる雪田草原が広がっている。田代山の山頂部には約 20ha の湿原が発達しており、オオシラビソの自然林に囲まれた天上の湿原として特異な景観を呈している。 尾瀬国立公園は、豊富な水資源から、水力発電計画や分水計画、また、道路の開発計画等が打ち出され、それらに反対する自然保護運動も大正時代より始まっており、「日本の自然保護運動発祥の地」とも呼ばれ、ゴミ持ち帰り運動、マイカー規制、排水対策等の自然環境保全活動に先進的に取り組んできた。 ④利用 <u>壮大な湿原景観やそこに生育する湿原植生、高山植物等を目的とした自然探勝や登山を中心に、春から秋（5月～11月）にかけて約 26 万人（令和元年度）の利用者が訪れる。尾瀬ヶ原及び尾瀬沼は自然探勝が利用の中心であり、安全かつ手軽に豊かな自然とふれあえる場所として活用されている。また、日本百名山である至仏山や燧ヶ岳、会津駒ヶ岳などの登山も人気を集めている。</u> 以上により、国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領に記載される要件を満たすことから、本地域を国立公園に指定する。 また、本国立公園のテーマを『名峰に囲まれ花咲き乱れる日本最大の山岳湿地～日本の自然保護運動発祥の地』とし、日本最大の山地湿原を含む多様な湿地景観並びに自然性の高い山岳及び森林景観を楽しむことができる国立公園として、風致景観の保護と適切な利用を推進する。
--	---

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変 更 後	変 更 前
(1) 景観の特性 ア 地形、地質 我が国を代表する典型的な山地湿原であり、本州最大の面積を有する尾瀬ヶ原 (849ha) と、火山堰止湖である尾瀬沼 (180ha) を中心に、大江湿原、アヤマ平等の成因及び規模の異なる湿原を、燧ヶ岳 (2,356m) や至仏山 (2,228m) 等の 2,000m級の山々が取り囲み、<u>盆地地形を形成している。</u>また、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原一帯を源とした只見川は、平滑ノ滝、三条ノ滝等の瀑布景観を形成している。 北部には、雪田草原、湿原を有する会津駒ヶ岳 (2,133m)、<u>東部には黒岩山 (2,163m)、帝釈山 (2,060m)、田代山 (1,927m) の山稜が連続しており、変化に富んだ地形及び多様な地質を呈している。</u> <u>田代山～帝釈山～台倉高山～三平峠～富士見峠～鳩侍峠～至仏山を結ぶ稜線は、日本海と太平洋との水系の境界線で「中央分水嶺」と呼ばれている。</u>	(1) 景観の特性 ア 地形、地質 我が国を代表する典型的な山地湿原でありかつ本州最大の面積 (760ha) を有する尾瀬ヶ原と、火山堰止湖である尾瀬沼 (180ha) を中心に、大江湿原、アヤマ平等の成因及び規模の異なる湿原を、燧ヶ岳 (2,356m) や至仏山 (2,228m) 等、2,000m級の山々が取り囲んでいる。また、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原一帯を源とした只見川は、平滑ノ滝、三条ノ滝等の瀑布景観を形成している。 北部には会津駒ヶ岳 (2,133m)、東部には黒岩山 (2,163m)、帝釈山 (2,060m)、田代山 (1,971m) 等、それぞれ2,000m級の山稜が連続している。
イ 植生 <u>本公園には、海拔約 1,000mから 2,356mまでの間にブナを中心とした山地帯、オオシラビソ、トウヒ、ダケカンバ等が生育する亜高山帯及びハイマツの生育する高山帯が見られるほか、地形や気候等の影響による湿原植生、抛水林、お花畑等が見られる。</u> <u>本公園は北方系（主に氷河期の遺存種）と南方系（氷河期以降に南方から侵入した種）、太平洋型（降雪等の影響をあまり受けない植生が成立するエリア）と日本海型（降雪等の影響を受けた植生が成立するエリア）の接点にあたり、シダ植物以上の高等植物にあっては、国内で確認された種の 1 割強にあたる 116 科 938 種が確認されており、多様な植物相が形成されている。</u>	イ 植生 本地区のうち、日光国立公園尾瀬地域には、海拔約 1,000mから 2,360mまでの間にブナを中心とした山地帯、オオシラビソ、トウヒ、ダケカンバ等が生育する亜高山帯及びハイマツの生育する高山帯が見られるほか、地形や気候等の影響による湿原植生、抛水林、お花畑等が見られる。 また、その北部の会津駒ヶ岳周辺、東部の黒岩山、帝釈山、田代山周辺には、ブナを中心とする山地帯、オオシラビソを主体とする亜高山帯、山頂部の湿原植生等、日光国立公園尾瀬地域と共通性の高い植生が見られる。 本地区は、北方系／南方系、太平洋型／日本海型の接点にあたり、シダ植物以上の高等植物にあっては、国内確認種の 1 割強にあたる 116 科 938 種が確認されているなど、多様な植物相が形成されている。

変 更 後	変 更 前
また、固有種も多く、「原産植物」（尾瀬で初めて見つけられた植物）が19科42種、「特産種」（尾瀬周辺で見られない植物）が10科19種生育している。 ウ 野生動物 本公園は、豊かで、かつ<u>原生的な森林生態系及び湿原植生を有するとともに、北方系と南方系、太平洋型と日本海型の接点に位置することから、植物同様、多様な動物相が形成されている。ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカ等の大型哺乳類やキツネ、テン等の中型哺乳類が見られる。</u>	また、固有種等多様であり、「原産植物」（尾瀬で初めて見つけられた植物）が19科42種類、「特産種」（尾瀬で見られない植物）が10科19種類が生育している。 ウ 野生動物 本地域は、北方系／南方系、太平洋型／日本海型の接点に位置することから、植物同様、多様な動物相が形成されており、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類が見られる。
エ 人文その他の特殊景観 檜枝岐村と片山村戸倉は、<u>尾瀬を挟んで会津と上州を結ぶ会津沼田街道の途中に位置し、戸倉には関所が設けられていた。この街道を利用して、昔から旅人の往還があり、江戸時代には米や酒などの物資の交易もあった。</u> <u>尾瀬国立公園は、豊富な水資源から、水力発電計画や分水計画、また、道路の開発計画等が打ち出され、それらに反対する自然保護運動も大正時代より始まっており、「日本の自然保護運動発祥の地」とも呼ばれ、ゴミ持ち帰り運動、マイカー規制、排水対策等の自然環境保全活動に先進的に取り組んできた。</u>	エ 人文その他の特殊景観 檜枝岐村と片山村戸倉地区は、尾瀬を挟み会津街道（沼田～会津若松）の途中に位置し、戸倉に関所が設けられていた。この街道を利用して、昔から旅人の往還があり、江戸時代には米や酒などの物資の交易もあった。
(2) 利用の現況 本地域の利用は、登山、軽登山又は自然探勝を目的とする利用が中心である。<u>尾瀬ヶ原及び尾瀬沼は自然探勝が利用の中心であり、安全かつ手軽に豊かな自然とふれあえる場所として活用されている。アクセス及び施設の良さから、ツアーも含め、幅広い年代に利用され、近年では日帰り利用が主体となっている。</u> 一般の利用は開山期である5月中旬から10月下旬までの三季型になっており、なかでも春のミズバショウ、夏のニッコウキスゲ、秋の草紅葉や紅葉時期に入込が集中している傾向となっている。近年では、環境学習の場としての利用も盛ん	(2) 利用の現況 本地域の利用は、自然探勝、登山及びハイキングを目的とするものが中心である。一般の利用は5月中旬から10月下旬までのほぼ完全な三季型になっており、なかでも春のミズバショウの季節、旧盆を中心にした夏休み期間及び紅葉の季節への集中が著しい。 日光国立公園尾瀬地域の年間利用者数は、平成2～7年度まで50万人台前半で推移、平成8年度には過去最大の64万人を記録したが、その後減少が続き、近年では30万人台前半で推移している。

変 更 後		変 更 前													
に行われるようになり、行政による小中学校を対象とした環境学習の事業や民間によるガイドツアーの開催が見られる。また、至仏山などでは、ゴールデンウィーク中に、バックカントリースキー やスノーボードによる利用も見られる。 本公園の開山期の利用者数は、平成 2 ～ 7 年度まで 50 万人台前半で推移し、平成 8 年度には過去最多の 64 万人を記録したが、その後減少が続く、近年では 20 万人台後半で推移している。 至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代山及び帝釈山は、中高年を中心とした多くの登山者に親しまれ、令和元年度の開山期は至仏山には約 8,200 人、会津駒ヶ岳には約 9,500 人、田代山及び帝釈山には約 4,100 人の利用がある。 (3) 社会経済的背景 ア 土地所有別 <table><tr><td>国有地</td><td>20,419 ha、</td><td>公有地</td><td>200 ha、</td><td>民有地</td><td>16,603 ha</td></tr></table> イ 人口及び産業 本地域に係る市町村の人口は、福島県南会津郡檜枝岐村：615 人、同県南会津郡南会津町：16,264 人、栃木県日光市：83,386 人、群馬県利根郡片品村：4,390 人、新潟県魚沼市：37,352 人（いずれも平成 27 年国勢調査値）であるが、公園区域内に定住者はいない。 産業の基盤は農林業であるが、観光業への依存度が高い。		国有地	20,419 ha、	公有地	200 ha、	民有地	16,603 ha	尾瀬ヶ原及び尾瀬沼周辺への主な入山口は 6 カ所あるが、このうち尾瀬ヶ原への入山口である鳩待峠からの入山者数が全入山者数の 5 割強、尾瀬沼への入山口である沼山峠からの入山者数が 3 割弱となっており、尾瀬ヶ原と尾瀬沼へのアクセスが容易な両入山口からの利用が大半を占めている。 (3) 社会経済的背景 ア 土地所有別 <table><tr><td>国有地</td><td>20,312 ha、</td><td>公有地</td><td>184 ha、</td><td>民有地</td><td>16,704 ha</td></tr></table> イ 人口及び産業 本地域に係る市村の人口は、福島県南会津町（うち旧館岩村）：2,219 人、同県檜枝岐村：705 人、栃木県日光市（うち旧栗山村）：1,933 人、群馬県片品村：5,480 人、新潟県魚沼市：43,554 人（いずれも平成 17 年国勢調査値）であるが、公園区域内の定住人口はごくわずかなのである。 産業の基盤は農林業であるが、観光依存度が高い。		国有地	20,312 ha、	公有地	184 ha、	民有地	16,704 ha
国有地	20,419 ha、	公有地	200 ha、	民有地	16,603 ha										
国有地	20,312 ha、	公有地	184 ha、	民有地	16,704 ha										
ウ 権利制限関係															

変 更 後				変 更 前			
(ア) 保安林 (国有林)				ウ 権利制限関係 (ア) 保安林 (国有林)			
種 類	位 置	重複面積	指定年月日	種 類	位 置	重複面積	指定年月日
水源かん養	福島県南会津郡檜枝岐村地内	14,412 ha	昭 37・ 3・15	水源かん養	福島県南会津郡南会津町地内	712 ha	昭 46・ 3・29
	福島県南会津郡南会津町地内	712 ha	昭 46・ 3・29		福島県南会津郡檜枝岐村地内	14,414 ha	昭 37・ 3・15
	栃木県日光市地内	1,137 ha	昭 31・12・18		栃木県日光市地内	1,141 ha	昭 31・12・18
	群馬県利根郡片品村地内	1,266 ha	昭 37・ 5・22		群馬県利根郡片品村地内	1,266 ha	昭 37・ 5・22
	新潟県魚沼市地内	1,155 ha	昭 36・12・13		新潟県魚沼市地内	1,155 ha	昭 36・12・13
土砂流出防備	福島県南会津郡檜枝岐村地内	1,112 ha	昭 37・ 3・15	土砂流出防備	福島県南会津郡南会津町地内	334 ha	昭 37・ 3・15
	福島県南会津郡南会津町地内	334 ha	昭 37・ 3・15		福島県南会津郡檜枝岐村地内	1,112 ha	昭 37・ 3・15
(民有林)				(民有林)			
種 類	位 置	重複面積	指定年月日	種 類	位 置	重複面積	指定年月日
水源かん養	福島県南会津郡檜枝岐村地内	6 ha	平 13・ 6・21	水源かん養	福島県南会津郡南会津町地内	312 ha	昭 34・ 3・23
	福島県南会津郡南会津町地内	312 ha	昭 34・ 3・23		福島県南会津郡檜枝岐村地内	5 ha	平 13・ 6・21
	群馬県利根郡片品村地内	10,124 ha	明 39・ 9・14		群馬県利根郡片品村地内	10,124 ha	明 39・ 9・14
			昭 27・ 5・28				昭 27・ 5・28
			昭 30・ 2・14				昭 30・ 2・14
なだれ防止 保健 (兼種)			昭 32・ 8・27	なだれ防止 保健 (兼種)			昭 32・ 8・27
			昭 43・ 3・30				昭 43・ 3・30
			昭 45・ 5・ 6				昭 45・ 5・ 6
			昭 46・ 1・ 9				昭 46・ 1・ 9
	福島県南会津郡檜枝岐村地内	6 ha	昭 48・ 8・14		福島県南会津郡檜枝岐村地内	6 ha	昭 48・ 8・14
	群馬県利根郡片品村地内	5,658 ha	昭 58・11・18		群馬県利根郡片品村地内	5,658 ha	昭 58・11・18
(イ) 鳥獣保護区							

変 更 後				変 更 前			
(イ) 鳥獣保護区				(イ) 鳥獣保護区			
名 称	位 置	重複面積 (うち特別保護地区)	指定年月日	名 称	位 置	重複面積 (うち特別保護地区)	指定年月日
奥只見 (県指定)	福島県南会津郡 檜枝岐村地内	3,054ha (0 ha)	平9・11・1	田代山 (県指定)	福島県南会津郡南 会津町地内	487 ha (35 ha)	昭48・11・1
田代山 (県指定)	福島県南会津郡 南会津町地内	487 ha (35 ha)	昭48・11・1	奥只見 (県指定)	福島県南会津郡檜 枝岐村地内	3,054 ha (0 ha)	平 9・11・1
駒ヶ岳 (県指定)	福島県南会津郡 檜枝岐村地内	367 ha (137 ha)	昭47・11・1	駒ヶ岳 (県指定)	福島県南会津郡檜 枝岐村地内	367 ha (137 ha)	昭47・11・1
尾瀬 (県指定)	福島県南会津郡 檜枝岐村地内	6,378 ha (2,200 ha)	昭56・11・1	尾 瀬 (県指定)	福島県南会津郡檜 枝岐村地内	6,378 ha (2,200 ha)	昭56・11・1
尾瀬 (県指定)	群馬県利根郡 片品村内	10,590 ha (0 ha)	昭56・11・14	尾 瀬 (県指定)	群馬県利根郡片品 村内	10,590 ha (0 ha)	昭56・11・14
尾瀬 (県指定)	新潟県魚沼市地内	1,156ha (322ha)	昭48・11・1	湯之谷村奥只見湖 (県指定)	新潟県魚沼市地内	1,156 ha (322 ha)	昭48・11・1

(ウ) 史跡名勝天然記念物				(ウ) 史跡名勝天然記念物			
名 称	位 置	指定年月日	名 称	位 置	指定年月日		
尾 瀬 (国指定・特別天然記念物)	福島県南会津郡檜枝岐村、群馬県 利根郡片品村、新潟県魚沼市の各 地内	昭 35・6・1	尾 瀬 (国指定・特別天然記念物)	福島県南会津郡檜枝岐村、群馬県 利根郡片品村、新潟県北魚沼郡湯 之谷村 (現魚沼市) の各地内	昭 35・6・1		

(エ) その他			
(保護林等)			
種類	名称	発効年月日	
森林生態系保護地域	利根川源流部・燧ヶ岳周辺 森林生態系保護地域	平 2・4・1	
	奥会津森林生態系保護地域	平19・4・1	
	緑の回廊日光線	平13・4・1	
緑の回廊	会津山地緑の回廊	平19・4・1	

第2 公園計画の変更

1 変更理由

今回の第一次点検においては、以下のとおり変更を行うものとする。

保護規制計画について、現行のとおりとする。ただし、地種区分の境界線の一部について、明確化のため凡例の修正を行うとともに、地域地区ごとの面積内訳について、最新の情報に基づき精査を行う。また、関連事項である「汚水又は排水の排出規制区域」について、面積等の形式的な修正を行う。

利用施設計画については、現状の利用実態及び今後の整備予定を踏まえ、単独施設及び歩道について、必要な変更又は削除を行う。また、既存の集団施設地区について、今後の利用方針を踏まえ、計画目標及び整備方針を変更する。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表3：基本方針変更表)

変 更 後	変 更 前
1 基本方針 尾瀬国立公園は、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原の開放的な湿原及び湖沼景観とこれらととりまき燧ヶ岳、至仏山等の2,000m級の山岳からなる雄大な盆地景観、会津駒ヶ岳の稜線や田代山の山頂に広がる山地湿原景観が広がり、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。 本公園の利用は、壮大な湿原景観やそこに生育する湿原植生、高山植物等を目的とした自然探勝や登山が主である。尾瀬ヶ原及び尾瀬沼は自然探勝が利用の中心であり、多様な層の入山者が、安全かつ手軽に豊かな自然とふれあえる場所として活用されるとともに、日本百名山である至仏山や燧ヶ岳、会津駒ヶ岳などの登山も人気を集めている。近年では、環境学習の場としても活用され、子どもを対象とした環境学習事業や民間によるガイドツアーの開催が見られる。 このため、本公園が有する自然的、文化的資源の現況を踏まえ、世界に誇る風致景観を保護し、その適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。	1 基本方針 日光国立公園尾瀬地域は、昭和9年に日光国立公園の一部として指定され、以降、昭和13年に特別地域の指定、昭和28年に特別保護地区の指定が行われたほか、全面的な計画の見直しは一度も行われていない。 一方、近年の国民の自然環境保全や自然とのふれあいに對する意識の高まりに呼応して、国立公園にあってもその果たすべき役割を、より幅広く、またよりきめ細かなものにしていくことが求められている。 このため、本公園が保有する自然的、文化的資源の現況を踏まえながら、その保全と適切な利用の推進を図るため、以下の方針により公園計画を定めるとする。なお、日光国立公園尾瀬地域として指定されている地域に係る公園計画についても、全面的な見直しを行った。
(1) 規制計画 1) 保護規制計画 ア 特別地域 (ア) 特別保護地区 ・尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を中心とする日光国立公園尾瀬地域以来の特別保護地区は、引き続き特別保護地区として厳正な保護を図る。 ・燧ヶ岳の北面に点在する湿原と周囲の自然林は、特別保護地区として厳正な保護を図る。 ・会津駒ヶ岳及び田代山の山頂部等の湿原、雪田群落、袖沢上流部の多様性に富む森林植生等、特徴的な景観を構成している地域は、特別保護地区として	2 規制計画 (1) 保護規制計画 ア 特別地域 (ア) 特別保護地区 ・尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を中心とする日光国立公園尾瀬地域の特別保護地区は、現状のとおり特別保護地区として厳正な保護を図る。 ・燧ヶ岳の北面に点在する湿原と周囲の自然林は、特別保護地区として厳正な保護を図る。 ・会津駒ヶ岳及び田代山の山頂部等の湿原、雪田群落、袖沢上流部の多様性に富む森林植生等、特徴的な景観を構成している地域は、特別保護地区として

厳正な保護を図る。 (イ) 第1種特別地域 ・特別保護地区周辺にあって、特別保護地区と一体となった景観を構成している優れた原生的森林や稜線部等の地域は、第1種特別地域とする。 (ウ) 第2種特別地域 ・利用上重要な車道沿線及び主要な利用地点の周囲、並びに良好な状態で維持された自然林は、第2種特別地域とする。 (エ) 第3種特別地域 ・人工林を主体とした地域は、第3種特別地域とする。 (オ) 関連事項 ・当該地域の景観の核心をなす尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を厳正に保護するため、<u>汚水又は排水の排出規制区域</u>とする。 ・<u>当該地域の希少な高山植物や固有植物種を保護するため、採取等規制植物を定める。</u>	厳正な保護を図る。 (イ) 第1種特別地域 ・特別保護地区周辺にあって、特別保護地区と一体となった景観を構成している優れた原生的森林や稜線部等の地域は、第1種特別地域とする。 (ウ) 第2種特別地域 ・利用上重要な車道沿線や主要な利用地点の周囲、並びに良好な状態で維持された自然林は、第2種特別地域とする。 (エ) 第3種特別地域 ・人工林を主体とした地域は、第3種特別地域とする。 (オ) 指定湖沼等 ・当該地域の景観の核心をなす尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を厳正に保護するため、<u>指定湖沼及び指定温原</u>とする。
(2) 事業計画 1) 施設計画 ア 保護施設計画 ・過去の過度な利用やニホンジカの被害等によって生じたと考えられる湿原・高山植生等の損傷箇所については、植生復元施設を位置づけ、適切な保護と復元を図る。 イ 利用施設計画 (ア) 集団施設地区 ・御池は、尾瀬沼や尾瀬ヶ原への入山拠点であり、既に宿舍等の利用施設が集約的に整備されている。また、マイカー規制の基点となっており、適正な利用を図る上での拠点として重要な地区である。これらのことから、集団施設地区として維持し、適切な整備方針を定める。 ・<u>尾瀬沼は、主に沼山峠及び大清水からの入山者にとって重要な経由地及び利用拠点であり、各種の利用施設が必要なため、集団施設地区として維持し、適切な整備方針を定める。</u>	(2) 施設計画 ア 保護施設計画 ・過去の過度な利用やニホンジカの被害等によって生じたと考えられる湿原・高山植生等の損傷箇所については、植生復元施設を位置づけ、適切な保護と復元を図る。 イ 利用施設計画 (ア) 集団施設地区 ・日光国立公園尾瀬地域の公園計画において計画された集団施設地区は、計画決定以降見直し等を行われておらず、管理に支障を来していることから、利用の実態や必要性等の観点から、指定の解除、区域の明確化等を行う。 ・御池は、尾瀬沼や尾瀬ヶ原への入山拠点であり、既に宿舍等の利用施設が集約的に整備されている。また、マイカー規制の基点となっており、適正な利用を図る上での拠点として重要な地区である。これらのことから、集団施設地区として維持し、適切な整備方針を定める。

・山ノ鼻は、主に鳩待峠からの入山者にとって重要な経由地及び利用拠点であり、各種の利用施設が必要なため、集団施設地区として維持し、適切な整備方針を定める。 (イ) 車道 ・入山口等までのアプローチとして現存し、利用されている車道を位置づける。 (ウ) 歩道 ・登山道や散策路として現存し、利用されている歩道を位置づける。 (エ) 単独施設 ・利用実態から見て必要である施設又は現存し公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障がないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。	・尾瀬沼は、利用動線及び利用実態から見て重要な拠点であり、今後とも宿舎等の利用施設が必要とされているため、集団施設地区として維持し、適切な整備方針等を定める。 ・山ノ鼻は、主に鳩待峠からの入山者にとって重要な利用動線であり、宿舎等の利用施設が最小限必要とされていることから、集団施設地区として維持し、適切な整備方針等を定める。 (イ) 単独施設 ・利用実態から見て必要である施設又は現存し公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。 ・なお、日光国立公園尾瀬地域の公園計画において位置づけがある施設であっても、必要性や事業化の可能性が低いものについては、今回計画での位置づけは行わない。 (ウ) 車 道 ・入山口等までのアプローチとして現存し、利用されている車道を位置づける。 ・なお、日光国立公園尾瀬地域の公園計画において位置づけがある車道であっても、必要性や事業化の可能性が低いものについては、今回計画での位置づけは行わない。 (エ) 歩 道 ・登山道や散策路として現存し、利用されている歩道を位置づける。 ・なお、日光国立公園尾瀬地域の公園計画において位置づけがある歩道であっても、必要性や事業化の可能性が低いものについては、今回計画での位置づけは行わない。
・山ノ鼻は、主に鳩待峠からの入山者にとって重要な経由地及び利用拠点であり、各種の利用施設が必要なため、集団施設地区として維持し、適切な整備方針を定める。 (イ) 車道 ・入山口等までのアプローチとして現存し、利用されている車道を位置づける。 (ウ) 歩道 ・登山道や散策路として現存し、利用されている歩道を位置づける。 (エ) 単独施設 ・利用実態から見て必要である施設又は現存し公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観の<u>保護上の支障がない</u>ことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。	2) <u>生態系維持回復計画</u> <u>ニホンジカの生息数増加や生息域拡大とともに、温原植生の攪乱等が確認され、ニホンジカの影響を受けずに形成された本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれがある。このため、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ニホンジカの防除や植生の保護等を実施するとともに、ニホンジカの生息状況等の調査及びモニタリングを実施する。</u>

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	—	凡例の修正	物見山及び燕巣山 北西部	群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部	公園区域を明確にするため、 既存区域線の凡例を変更する。 (現状、「県界から300m界」と なっているが、群馬県側は県界 ではなく国立公園界から300m となっているため、「国立公園界 から300m界」へ変更する。)	— 国 — 公 — 私 —
変更部分面積計						
変更前第2種特別地域面積						
変更後第2種特別地域面積						

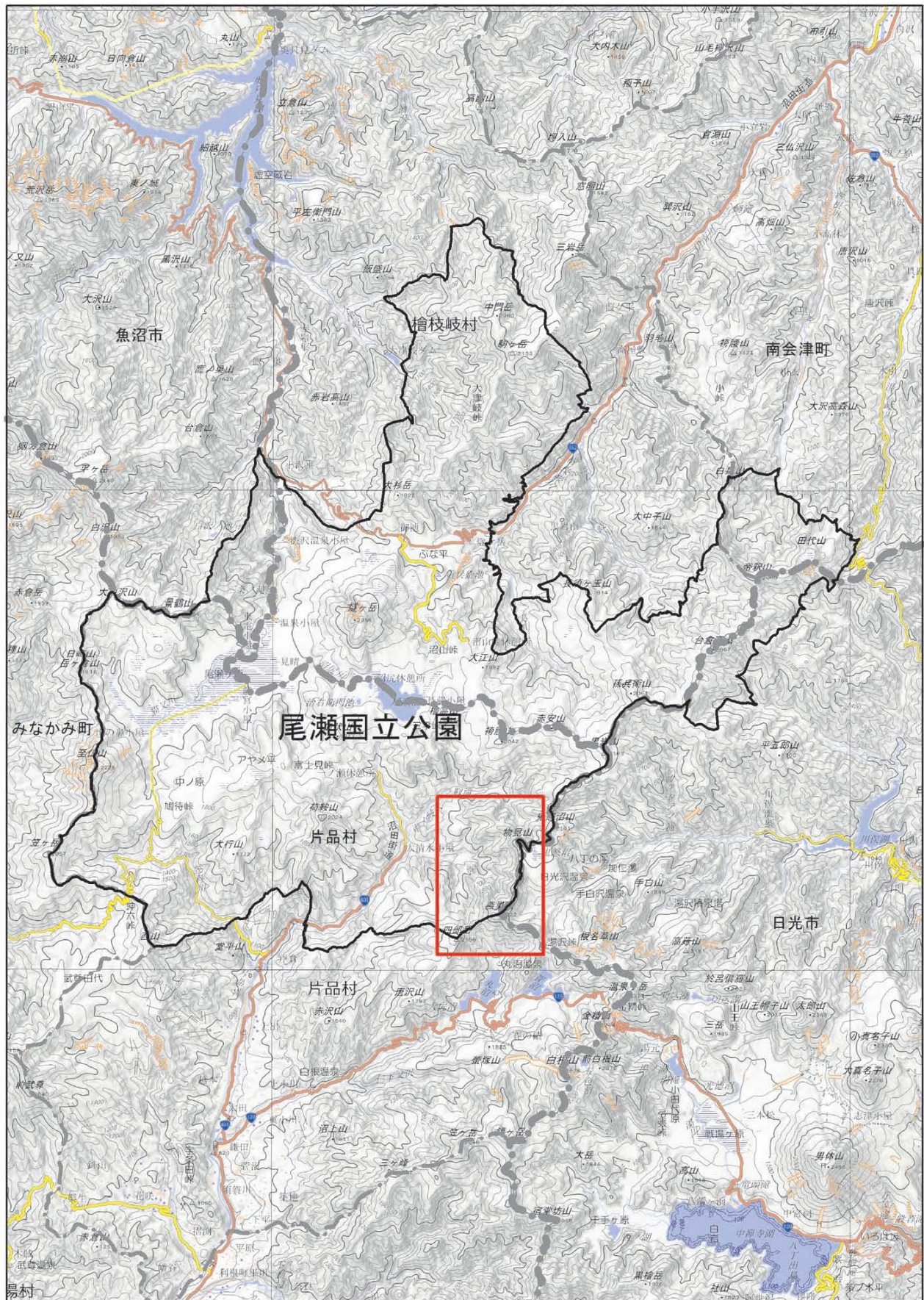
(イ) 第3種特別地域

第3種特別保護地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	—	凡例の修正	物見山及び燕巢山 北西部	群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部	公園区域を明確にするため、 既存区域線の凡例を変更する。 (現状、「県界から300m界」と なっているが、群馬県側は県界 ではなく国立公園界から300m となっているため、「国立公園界 から300m界」へ変更する。)	— 〔 国 公 私 〕 — — —
変更部分面積計						—
変更前第3種特別地域面積						—
変更後第3種特別地域面積						—

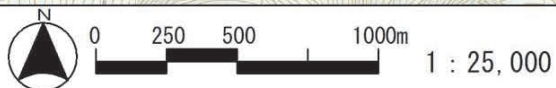
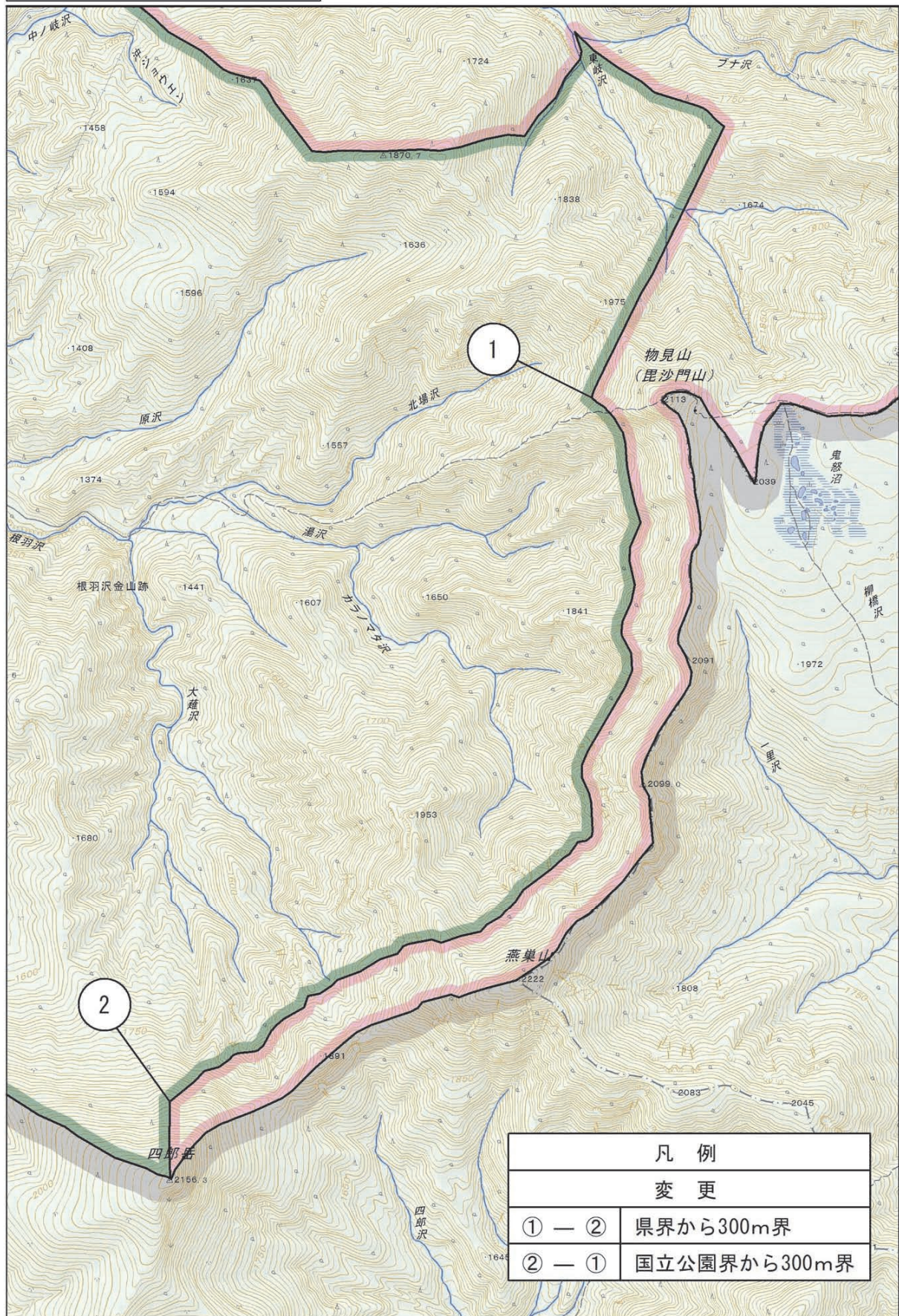
凡例変更位置図



0 1 2 3 5km 10km

1 : 200, 000

凡例変更図



※①—②が現行、②—①が変更後。
定義の修正のみであり、線の位置そのものは変わらない。

イ 関連事項

(ア) 汚水又は排水の排出規制区域

汚水又は排水の排出の規制区域を次のとおり変更する。

(表6：汚水又は排水の排出規制区域変更表)

番号	区分	名称	位置	地域地区	湖沼（湿原）の概要	変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
1	—	尾瀬沼	福島県南会津郡 檜枝岐村及び群 馬県利根郡片品 村内	特別保護地区	燧ヶ岳の噴火によって 沼尻川が堰き止められて 誕生した我が国を代表す る山地湖沼で、標高 1,665m の高地にある。周 囲約9 km、水深は最深部で 約9 m。	概要の修正及び国土地 理院数値に基づく面積 の修正を行う。	1	181 (180)
2	—	尾瀬ヶ原	福島県南会津郡 檜枝岐村及び群 馬県利根郡片品 村内	特別保護地区	我が国を代表する日本 最大の山地湿原で、標高約 1,400m に位置し、東西約 6 km、南北約2 km に及ぶ。 豊富な湿性植物や池塘を 有する。	概要の修正及び国土地 理院数値に基づく面積 の修正を行う。	89	849 (760)

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 8：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積ha、比率%)

地 域 区 分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種			第 2 種			第 3 種											
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
福 島 県	土地所有別面積	2,797	0	11	3,939	0	0	9,999	1	312	0	199	0	0	0	0	16,735	200	323			
	地種区分面積	2,808 (7.5)			3,939 (10.6)			10,312 (27.7)			199 (0.5)											
	地域地区別面積				14,450 (38.8)																	
	地域別面積	17,258 (46.4)												0 (0.0)			17,258 (46.4)					
栃 木 県	土地所有別面積	0	0	0	404	0	0	743	0	0	0	0	0	0	0	0	1,147	0	0			
	地種区分面積	0 (0.0)			404 (1.1)			743 (2.0)			0 (0.0)											
	地域地区別面積				1,147 (3.1)																	
	地域別面積	1,147 (3.1)												0 (0.0)			1,147 (3.1)					
群 馬 県	土地所有別面積	104	0	6185	0	0	1,869	1,277	0	3,000	0	0	5,226	0	0	0	1,381	0	16,280			
	地種区分面積	6,289 (16.9)			1,869 (5.0)			4,277 (11.5)			5,226 (14.0)											
	地域地区別面積				11,372 (30.6)																	
	地域別面積	17,661 (47.4)												0 (0.0)			17,661 (47.4)					
新 潟 県	土地所有別面積	322	0	0	0	0	0	834	0	0	0	0	0	0	0	0	1,156	0	0			
	地種区分面積	322 (0.9)			0 (0.0)			834 (2.2)			0 (0.0)											
	地域地区別面積				834 (2.2)																	
	地域別面積	1,156 (3.1)												0 (0.0)			1,156 (3.1)					
合 計	土地所有別面積	3,223	0	6,196	4,343	0	1,869	12,853	1	3,312	0	199	5,226	0	0	0	20,419	200	16,603			
	地種区分面積	9,419 (25.3)			6,212 (16.7)			16,166 (43.4)			5,425 (14.6)											
	地域地区別面積				27,803 (74.7)																	
	地域別面積	37,222 (100.0)												0 (0.0)			37,222 (100.0)					

(表 9：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積ha)

地域地区			特別地域					普通地域 (陸域)	合 計 (陸域)	海域公園 地区	普通地区 (海域)	合 計 (海域)
			特保	第1種	第2種	第3種	小計					
市町村名												
福島県	南会津郡	檜枝岐村	2,788 (2,783)	3,716 (3,716)	9,182 (9,184)	199 (184)	15,885 (15,867)	0 (0)	15,885 (15,867)			
		南会津町	20 (20)	223 (233)	1,130 (1,130)	0 (0)	1,373 (1,373)	0 (0)	1,373 (1,373)			
小 計			2,808 (2,803)	3,939 (3,939)	10,312 (10,314)	199 (184)	17,258 (17,240)	0 (0)	17,258 (17,240)			
栃木県	日光市		0 (0)	404 (404)	743 (743)	0 (0)	1,147 (1,147)	0 (0)	1,147 (1,147)			
群馬県	利根郡	片品村	6,289 (6,261)	1,869 (1,865)	4,277 (4,032)	5,226 (5,499)	17,661 (17,657)	0 (0)	17,661 (17,657)			
新潟県	魚沼市		322 (322)	0 (0)	834 (834)	0 (0)	1,156 (1,156)	0 (0)	1,156 (1,156)			
合 計			9,419 (9,386)	6,212 (6,208)	16,166 (15,923)	5,424 (5,683)	37,222 (37,200)	0 (0)	37,222 (37,200)			

既存の公園区域の面積は、GIS ソフトを用いて再計算したものであり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

(表 10：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)
1	御池	福島県南会津郡檜枝岐村内国有林会津森林管理署南会津支署 1062 林班の一部	本地区は、マイカーの乗入れが規制されている県道沼田・檜枝岐線の基点に位置する利用拠点である。宿泊施設である御池ロッジ及び駐車場が整備されており、福島県側からの尾瀬へのアクセスの拠点として重要な箇所である。 このような地域の特性を踏まえ、幅広い利用層が尾瀬への理解を深めて安全快適に入山できるような情報発信とサービスの充実を図るとともに、燧ヶ岳や御池田代、ブナ平等における自然探勝の拠点としての機能の充実を図ることを計画目標とする。	御池整備計画区	主に福島県側からの入山者に対し、尾瀬の自然を探勝する上での拠点として整備する。 本公園の主要な利用拠点の一つであるとの観点から、尾瀬核心地へのアクセス及び周辺の優れた自然探勝のための滞在に対応できるよう、宿舎、休憩所、園地及び駐車場等の充実を図る。	31.3
2	尾瀬沼	福島県南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳の一部	本地区は、尾瀬沼の畔に位置する利用拠点である。宿泊施設として長蔵小屋及び尾瀬沼ヒュッテが整備されているほか、公園利用者に尾瀬地域の情報を提供する博物館施設が整備され、本公園の探勝とともに一体的な利用がなされている。	尾瀬沼整備計画区	主に沼山峠及び大清水からの入山者に対し、尾瀬の自然に関する情報を発信するとともに、入山者の滞在に資する整備を行う。 本公園の主要な利用拠点の一つであるとの観点から、博物館	5.9

			このような地域の特性を踏まえ、本公園を代表する利用拠点として必要な情報発信を行うとともに、<u>尾瀬沼の静けさを活かした上質な環境を創出し、快適な滞在利用ができるよう</u>にサービスの充実を図ること、<u>利用者が静かに尾瀬の一級の自然を味わうことができる空間をつくること</u>を計画目標とする。		このような地域の特性を踏まえ、<u>自然体験の充実を図るとともに、優れた自然環境の中での快適な滞在利用を提供するための快</u>宿舎、野営場、休憩所、園地（広場、園路等）の充実を図る。		
3	山ノ鼻	群馬県利根郡 片品村大字 戸倉の一部	本地区は、尾瀬ヶ原の西側に位置する利用拠点である。尾瀬において入山者を最も多く迎える鳩待峠から尾瀬ヶ原にアクセスする際の重要な拠点であることから、公園利用者に尾瀬地域の情報を提供する博物展示施設、宿舎及び野営場が整備されている。また、周辺には興味地点として<u>尾瀬植物研究見本園が整備されている。</u> このような地域の特性を踏まえ、本公園を代表する利用拠点として、<u>多様な利用者が快適・安全に滞在できる空間の創出や情報提供を行うこと</u>で、利用者が<u>尾瀬の一級の自然</u>	山ノ鼻整備計画区	排水施設	本地区内の合併処理式浄化槽の処理水を、周辺の自然環境に負荷をかけずに公園外に排水するため、<u>汚泥処理装置及びパイプライン等の施設が整備されている。</u> <u>処理水が国立公園内に漏れないよう、施設の維持管理を行う。</u>	4.9

(イ) 単独施設

次の単独施設を削除する。

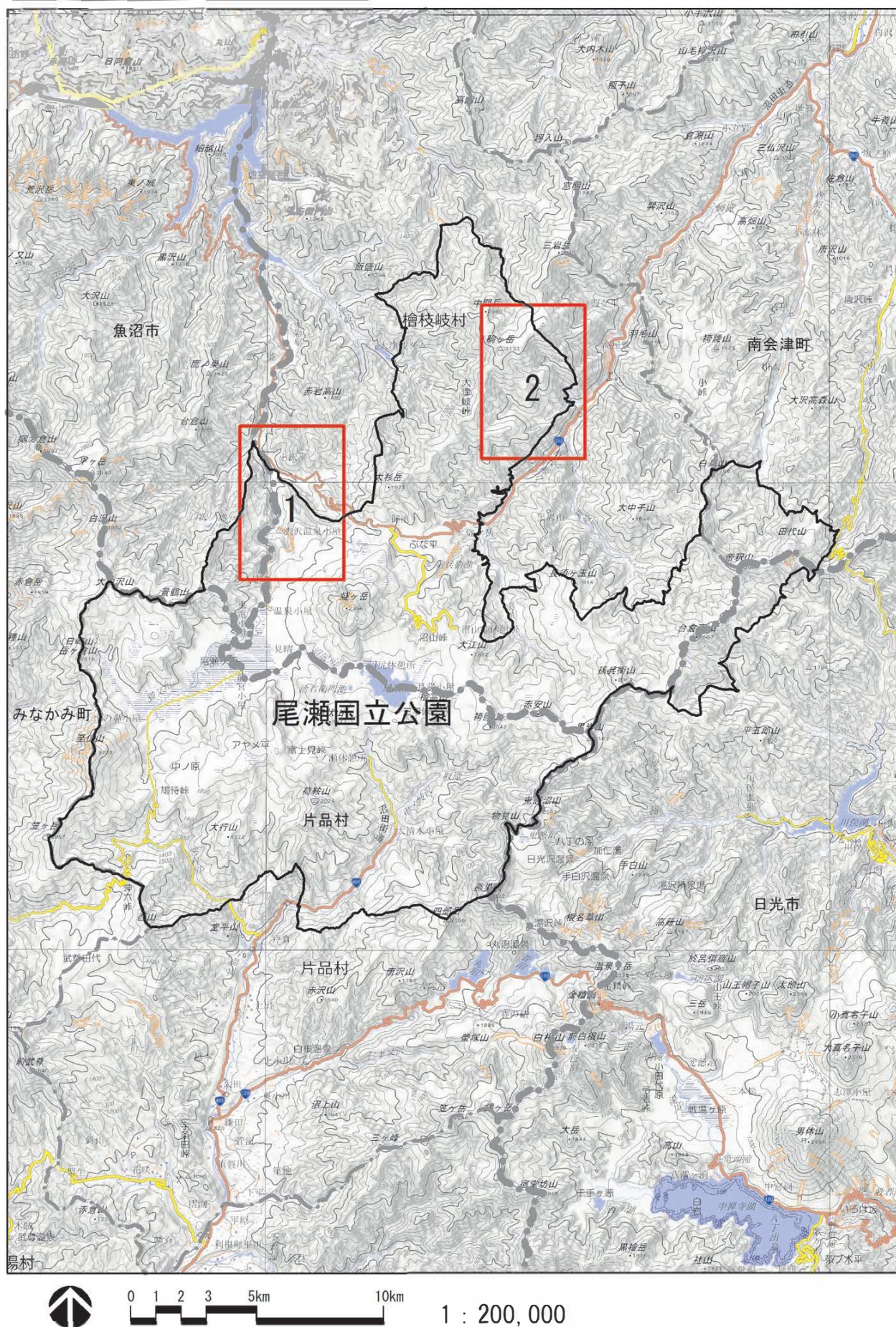
(表 11：単独施設削除表)

番号	種 類	位 置	告示年月日	理 由
4	園地	福島県南会津郡檜枝岐村 (下ノ原)	平 19.8.30 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
5	宿舎	福島県南会津郡檜枝岐村 (渋沢温泉)	平 19.8.30 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

(ウ) 道路
次の歩道を次のとおり変更する。
(表 12：道路（歩道）変更表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
3	会津駒ヶ岳登山線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（下ノ原・国立公園境界） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（中門岳山頂） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（竜ノ門の滝）	会津駒ヶ岳	平 19.8.30 告示	3	会津駒ヶ岳登山線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（下ノ原・国立公園境界） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（中門岳山頂）	会津駒ヶ岳	檜枝岐から会津駒ヶ岳を経て、中門岳に至る登山道として整備する。	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、一部区間を削除する。
6	小沢平裏燧線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（小沢平・国立公園境界） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（兎田代・歩道合流点） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（天神田代・歩道合流点） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（渋沢大滝）	渋沢温泉	平 19.8.30 告示	6	小沢平裏燧線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（小沢平・国立公園境界） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（兎田代・歩道合流点）	渋沢温泉	魚沼市側から渋沢温泉を経て尾瀬ヶ原に至る登山道として整備する。	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、一部区間を削除する。

利用施設計画変更位置図



利用施設計画変更図1



利用施設計画変更図2

